（介護予防）短期入所生活介護料金表－１

令和8年8月1日改定

□(介護予防）短期入所生活介護サービス費

1日当たりの	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
サービス利用に係る単位数	451	561	603	672	745	815	884

□居住費

A. 従来型個室

1日当たりの	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階以上
居住に係る自己負担額	¥380	¥480	¥880	¥980	¥1,560

B. 多床室（2人または4人部屋）

1日当たりの	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階以上
居住に係る自己負担額	¥0	¥430	¥430	¥530	¥1,060

□食費

上記A・B共通

1日当たりの	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階以上
食事利用に係る自己負担額	¥300	¥600	¥1,030	¥1,360	¥2,000

※基本となる負担額は、朝食：500円　昼食：750円　夕食：750円

□従来型個室 利用者負担総額　＜2日当たり＞　　※1日3食提供した総額になります。

負担段階	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階　居住費+食費	¥2,262	¥2,482	¥2,566	¥2,704	¥2,850	¥2,990	¥3,128
第2段階　居住費+食費	¥3,062	¥3,282	¥3,366	¥3,504	¥3,650	¥3,790	¥3,928
第3段階①　居住費+食費	¥4,722	¥4,942	¥5,026	¥5,164	¥5,310	¥5,450	¥5,588
第3段階②　居住費+食費	¥5,582	¥5,802	¥5,886	¥6,024	¥6,170	¥6,310	¥6,448
第4段階　居住費+食費	¥8,022	¥8,242	¥8,326	¥8,464	¥8,610	¥8,750	¥8,888

□多床室 利用者負担総額　＜2日当たり＞　　※1日3食提供した総額になります。

負担段階	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第1段階　居住費+食費	¥1,502	¥1,722	¥1,806	¥1,944	¥2,090	¥2,230	¥2,368
第2段階　居住費+食費	¥2,962	¥3,182	¥3,266	¥3,404	¥3,550	¥3,690	¥3,828
第3段階①　居住費+食費	¥3,822	¥4,042	¥4,126	¥4,264	¥4,410	¥4,550	¥4,688
第3段階②　居住費+食費	¥4,682	¥4,902	¥4,986	¥5,124	¥5,270	¥5,410	¥5,548
第4段階　居住費+食費	¥7,022	¥7,242	¥7,326	¥7,464	¥7,610	¥7,750	¥7,888

※上記の料金の他に、別紙、加算が算定されます。
※この料金表は、介護保険負担割合が1割の場合で作成しています。

（介護予防）短期入所生活介護料金表－２

□加算

令和8年6月1日改定

加算の名称	単位数		算定要件等
ｻｰﾋﾞｽ提供体制強化加算（※2）	日額	（Ⅰ）22 （Ⅱ）18	以下のいずれかに該当すること （Ⅰ） ・直接サービスを提供する介護福祉士を80%配置 ・勤続10年以上の介護福祉士35%以上配置 （Ⅱ） ・直接サービスを提供する介護福祉士を60%配置
看護体制加算（Ⅰ）ロ （※1）		4	常勤の看護師を1名以上配置
看護体制加算（Ⅱ）ロ （※1）		8	看護職員を基準より1名以上多く配置し、24時間の連絡体制を確保
夜勤職員配置加算（Ⅰ）ロ（※1）		13	夜勤時間帯に介護職員又は看護職員を最低基準より1名以上多く配置
緊急短期入所受入加算（※1）		90	緊急に受け入れた場合 （7日間限定 やむを得ない場合は14日限定）
看取り連携体制加算(※1)		64	死亡日及び死亡日30日以下について、7日を限度に加算する。
送迎加算	随時	184	送迎を行った場合、片道につき加算
生産性向上推進体制加算	月額	（Ⅰ）100 （Ⅱ）10	介護ロボットや見守り機器、ICT等のテクノロジーを導入し、生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに効果に関するデー
口腔連携強化加算(※1)	回	50	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施し利用者の同意を得て歯科医療機関および介護支援専門員に対し評価結果を情報提供した場合、1月に1回限り所定単位数を加算する。

□介護職員処遇改善加算（令和8年6月1日～）

加算の名称		単位数	算定要件等
介護職員処遇改善加算（※1）	月額	（Ⅰのイ）16.3%	R8年6月改正となり介護職員をはじめ介護従事者への賃金向上や職場環境の改善を目的とした制度であり 職員の定着やスキル向上を通じてより質の高い介護サービスの提供に努めます。

（※1）介護予防短期入所生活介護は除く

（※2）この加算は区分支給限度基準額の算定に含まれません。

※ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合は、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただく場合があります。その場合は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。（償還払い）

※区分支給限度額を超えた単位数は10割負担となります。

※介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更いたします。

□その他の費用 ※これらのサービスは、ご契約者の選定により実施致します。

○理容サービス（外部業者）カット	¥2,200	○レクリエーション・クラブ活動等 ※希望者	材料費の実費
○理容サービス（外部業者）顔剃	¥1,000	○コピー代	￥20/枚
○理容サービス（外部業者）カット＋顔剃	¥2,500		